

東日本大震災における台湾の支援に対する総理メッセージ及び被災した台湾留学生への支援に
関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年七月十一日

江口 克彦

参議院議長 西岡 武夫 殿

東日本大震災における台湾の支援に対する総理メッセージ及び被災した台湾留学生への支援に

関する質問主意書

親日家の多い台湾は、一九九九年の台湾中部大地震や二〇〇九年の台風災害への日本の支援に感謝し、東日本大震災の翌日に緊急援助金の送付と救援隊の派遣を表明した。

また、各国からの義援金の額については、本年三月末時点で、台湾が百億円を超え、米国は約九十億円、韓国は約十六億円、中国は約三億円との報道もある。

そこで、以下のとおり質問する。

一 本年四月に義援金、救助隊員による救援活動、支援物資の提供等の各国からの支援に対し、海外主要紙に菅直人内閣総理大臣名の感謝広告が掲載された。一方、義援金を始め多大な支援を行った台湾については、日本政府による感謝広告の新聞掲載は行われなかったと報道されている。この報道された内容が事実かどうか明らかにされたい。

二 台湾については、財団法人交流協会のウェブサイトにも菅総理のメッセージが掲載されたが、そのような取扱いを行った理由を明らかにされたい。

三 台湾においては、台湾からの留学生が「台湾は国家ではない」との理由で、文部科学省が行う東日本大震災に関する外国人留学生への支援の対象から外されているとの報道が本年七月になされており、これまでの日本と台湾の良好な関係に水を差しているが、この報道された内容が事実かどうか明らかにされない。

四 三において報道された内容が事実ではない場合、なぜ三のような報道がなされたのか政府において承知している事実関係を明らかにするとともに、今後、政府は台湾との関係改善のためにどのような取組を行うのか明らかにされたい。

右質問する。